
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025 年 11 月 28 日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/11)

Contents

- I. 公正取引委員会による企業結合に関する情報提供フォームの設置
 - 1. はじめに
 - 2. 解説
 - 3. おわりに
- II. 2025 年 8 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

I. 公正取引委員会による企業結合に関する情報提供フォームの設置

弁護士 鈴木 剛志 / 弁護士 中林 憲一

1. はじめに

2025 年 10 月 15 日、公正取引委員会(以下「公取委」という。))は、企業結合に関する情報提供フォーム(以下「本フォーム」という。))を設置した¹。本フォームは、届出基準を満たすか否かを問わず、また、実行前か実行済みかを問わず、独占禁止法上の問題が生じ得る企業結合について、幅広く一般に情報提供を求めるものである。本稿では、本フォームの概要や公取委の関連する取組について紹介した上で、本フォームの設置による実務上の影響を述べることとする。

2. 解説

(1)本フォームの概要

独占禁止法上、株式取得等の企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、そのような企業結合は禁止される²。もっとも、公取委にとっても、企業結合の実行後に、独占禁止法上問題があることを理由に企業結合を巻き戻させることは実務上、容易でない。そこで、独占禁止法は、所定の届出基準を満たす企業結合について、公取委への事前届出を義務付けており、公取委は、届け出られた企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かを審査している。

¹ <https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kigyoketsugo.html>

² 独占禁止法 10 条 1 項等

届出基準は主に当事会社の国内売上高に基づいて定められている。その理由は、当事会社の国内売上高が大きいと、日本における競争への影響も大きくなりやすいので、国内売上高に基づく届出基準を定めることで、競争への影響が類型的に大きいと考えられる企業結合を効率的に捕捉できる点にあると考えられる。具体的な届出基準は企業結合のスキーム(株式取得、合併、吸収分割等)によって異なるが、最も典型的なスキームである株式取得の届出基準は、以下のとおりである³。

- ① 株式取得会社グループの国内売上高の合計額が 200 億円超であり、
- ② 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が 50 億円超であり、かつ、
- ③ 株式取得会社グループが新たに株式発行会社の議決権の 20%又は 50%超を所有することとなること

もっとも、近時、デジタル市場を中心に、大企業が将来的に有力な競争者となり得るスタートアップ企業等を競争上の脅威となる前に買収すること(以下「キラー買収」という。)による競争への影響が注目されている。キラー買収は、スタートアップ企業等の商品・サービスの売上が大きくなる前に実行されるため、国内売上高に基づく届出基準では、キラー買収を捕捉することが難しい。日本の企業結合規制の下では、公取委は、届出基準を満たさない企業結合であっても職権で審査することができ、競争上の懸念が生じ得る企業結合が計画・実行されていないかについて開示資料やニュース等に基づく情報収集を行っているものと考えられるが、それにも一定の限界があるだろう。

事務総長定例会見において、本フォームで情報提供を期待する典型例として、有力な技術を有するスタートアップ企業等が買収されることによって国内の競争に影響が生じ得るような事案を念頭に置いているとの発言があったこと⁴からも分かるとおり、本フォームの主眼は、国内売上高に基づく届出基準では捕捉することが難しいキラー買収について情報収集することにあると考えられる。本フォームでは、①企業結合の概要、②企業結合が行われる又は行われた時期、③企業結合の影響が及ぶ商品・サービスの名称及び当該商品・サービスについて競争が主に行われている地理的範囲、④企業結合が競争に与える具体的な影響(価格の上昇、品質の低下、イノベーションの阻害等)、⑤その他参考情報並びに⑥情報提供者の氏名・連絡先を記載することとされている(ただし、⑤と⑥は任意)。

本フォームと同様の取組は、例えば、米国の競争当局の 1 つである連邦取引委員会でも行われている⁵。

(2)関連する取組

以下で紹介するとおり、公取委は、本フォームの設置以前から、キラー買収への対応を進めてきた。

2019 年 12 月 17 日、公取委は、企業結合審査の手続に関する対応方針⁶(以下「手続対応方針」という。)を改定し、被買収会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合計画のうち、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、競争に与える影響について精査するため、企業結合審査を行う旨を示した⁷。また、買収に係る対価の総額が 400 億円を超えると見込まれ、かつ、以下の①から③のいずれかを満たすなど当該企業結合が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、「準ずる相談」⁸を行うことが望ましいと示した⁹。

- ① 被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合
- ② 被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合
- ③ 被買収会社の国内売上高合計額が 1 億円を超える場合

³ 独占禁止法 10 条 2 項、独占禁止法施行令 16 条

⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2025/251015.html>

⁵ <https://www.ftc.gov/enforcement/merger-review/comment-on-a-proposed-merger>

⁶ <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>

⁷ 手続対応方針 6(2)

⁸ 当事会社は、届出基準を満たさない企業結合であっても、独占禁止法上の問題を生じさせないかについて公取委に事前相談を行うことができ、公取委は通常の審査手続に準じて対応するとされている(手続対応方針 6(1))。このような手続を「準ずる相談」という。

⁹ 手続対応方針 6(2)

このように、公取委が買収対価の大きい届出基準未達案件を審査した旨を公表した事例として、グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合(2021年1月14日審査終了)¹⁰とアドビ・インク及びフィグマ・インクの統合(2023年12月21日審査終了)¹¹がある。前者は問題解消措置の履行を条件としてクリアランスが出され、後者は当事会社が統合に係る契約を解除¹²したため審査が終了した。事案の詳細には立ち入らないが、いずれの事案も、デジタル市場における有力企業が新興企業を買収するという特徴を有している。

3. おわりに

以上のとおり、公取委は、以前よりキラー買収に対応するための取組を行っており、本フォームの設置もその取組の一環と位置付けることができる。本フォームの設置によりこれまでの企業結合審査の実務や当事会社の対応が大きく変わるということは直ちには想定しがたいが、公取委がデジタル市場における企業結合を引き続き注視していることの表れであるといえるので、企業結合を計画する事業者は今後も公取委の動向に留意すべきであると考えられる。

以上

¹⁰ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210114.html>

¹¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/kiketsu_231221.html

¹² 当事会社は、欧州委員会及び英国競争・市場庁から承認を得られる明確な道筋がないと判断し、統合に係る契約を解除したとしている(<https://news.adobe.com/news/news-details/2023/adobe-and-figma-mutually-agree-to-terminate-merger-agreement>)。

II. 2025 年 8 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 8 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ GCR - Market Review Merger Control 2025 - Japan
2025 年 11 月(著: [中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[矢上 浄子](#)) Law Business Research Ltd.
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Abuse of Dominance in Japan
2025 年 11 月(著: [ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Law in Digital Markets (Japan)
2025 年 11 月(著: [ムシス バシリ](#)、[小島 諒万](#)、[新藤 友理](#)) Thomson Reuters
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 下請法から取適法へーサプライチェーン全体での適正な価格転嫁ー
2025 年 11 月(著: [原 悦子](#)) 経済法令研究会
- ◆ Merger Remedies Guide - Edition 6 (Japan chapter)
2025 年 10 月(著: [ムシス バシリ](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)) Law Business Research Ltd
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ [独禁法事例速報]自己が提供する他のサービスを利用する場合にのみ優遇レートを適用することとした行為について確約計画が認定された事例(公取委令和 7・7・22 発表)
2025 年 10 月(著: [石田 健](#)) 有斐閣
- ◆ 下請法改正で企業対応が変わること、変わらないこと
2025 年 8 月(著: [原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[西向 美由](#)、[橋本 康](#)) 第一法規株式会社
- ◆ <特集>独占禁止法における社会公共目的の現代的地平 グリーンガイドラインの意義と役割-実務的視点からの検討-
2025 年 8 月(著: [矢上 浄子](#)) 有斐閣
- ◆ 企業結合事例解説 株式会社クボタによる日本鋳鉄管株式会社の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について
2025 年 8 月(著: [中林 憲一](#)) 公益財団法人公正取引協会
- ◆ 優越的地位濫用規制の現在地と新展開 -- デジタル時代の搾取規制
2025 年 8 月(著: [原 悦子](#)) 有斐閣

Ⅲ. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしております。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific 2025(2024 年 12 月公表)の競争法分野では、事務所部門で Band 1 であったのみならず、個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

その他、最新の受賞歴は以下のとおりです。

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Lexology Index: Japan 2025

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 鈴木 剛志 (takeshi.suzuki@amt-law.com)
弁護士 中林 憲一 (kenichi.nakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。